

静労発基 0926 第 1 号
令和 4 年 9 月 26 日

建設業労働災害防止協会静岡県支部長 殿

静岡労働局長

台風 15 号による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきまして、平素から格別の御理解、御協力をいただきまして、お礼申し上げます。

さて、令和 4 年台風 15 号による静岡県内の豪雨により、静岡市清水区をはじめ、各地で浸水害等が発生するなどの被害が生じており、9 月 24 日時点で静岡市をはじめとする県内 23 の市町が災害救助法の適用対象となっています。今後、被害を受けた建築物の解体・改修工事や道路、水道等の復旧工事が早急に行われることとなりますが、これらの工事が本格化するに伴い、労働災害の増加が懸念されます。

つきましては、特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位等に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。また、二次災害防止のため、自治体の発する情報に十分留意するとともに、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するように努め、土砂崩壊のおそれがある場合には、雨天時には作業を中止する又はあらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。

※別添資料 1 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」

2 土石流災害の防止

自治体からの情報を収集し、作業場所から山側の河川等の形状を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、作業場所から上流の状況の監視措置、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、



石流災害防止対策の徹底を図ること。

※別添資料2「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」

3 道路等復旧工事における災害の防止

路盤の補修、橋桁や橋脚等の補修工事等が行われるため、的確な作業計画を策定のうえ、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。

4 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具（安全带）等の取付設備を設置した上で、安全带等を確実に使用させること。

※別添資料3「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」

5 がれきの処理作業、建築物の解体及び改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止

建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定めこれに基づき作業をさせるとともに、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないこと、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止、労働者との接触防止及び車両系建設機械の転倒防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。また、石綿粉じんにはばく露するおそれがある場合には防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。なお、石綿以外でも粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用を徹底すること。

※別添資料4-1「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項」

別添資料4-2「平成26年6月1日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます」

別添資料4-3「建物を解体・改修するにはー石綿を含むスレート板、ビニル床タイルに注意！ー」

6 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

※別添資料5「経営者・責任者の皆さまへ 足場作業中、電線に触れて感電注意」

7 ガス・水道復旧工事における災害の防止

ガス・水道設備の復旧工事に伴う掘削作業については、1の土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

また、都市ガス復旧時については、ガスの漏えいによる爆発防止対策の徹底を図ること。

※別添資料6「敷地内で工事を行う際は、ガス管の確認を！」（経済産業省作成）

8 熱中症の予防

高温、多湿期の作業となることが予想される場合には、適切な水分、塩分の補給等熱中症予防対策の徹底を図ること。

※別添資料7「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

静岡労働局労働基準部健康安全課

〒420 - 8639 静岡市葵区追手町 9-50

静岡地方合同庁舎 3階

担当 労働衛生専門官 小島 亮士

産業安全専門官 井出田 倫孝

電話 055-254-6314